

令和元年10月10日に公表した資料を修正したもの
(赤字部分が訂正部分)

2019(令和元)年度幼稚園・保育所・認定こども園等の 経営実態調査集計結果＜速報値＞

令和元年11月26日

令和元年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 集計結果＜速報＞

1. 調査概要

【目的】

子ども・子育て支援新制度施行5年後の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等における経営実態や職員給与の状況等を把握することを目的とする。

「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日 経済財政諮問会議）

（2019年度～）

教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、経営実態調査のあり方を検証しつつ、経営実態や収益性、公費負担の範囲などの観点から公定価格全体の適正化について早急に検討を加え、予算にその内容を反映する。

【調査対象等】

調査対象：保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

※層化無作為抽出法により抽出（地域区分・定員区分を考慮）

実施時期：令和元年6月下旬～7月下旬

【調査事項】

①概要

経営主体、利用定員、入所児童数等（平成31年3月）

②職員の配置

職種別の配置状況（平成31年3月末日）

③職員の給与

処遇改善等加算の未取得理由、職種別の勤続年数や支給額等（平成31年3月（職種別の勤続年数や支給額等については平成29年3月と平成31年3月））

④収支の状況

公定価格に対応する年間の収支差（平成30年度）

【回収状況】 ※休止、廃止、施設の種別変更による除外分を除く。

	全体						(うち私立)			
	調査客対数	回収状況			調査客対数	回収状況				
		回収数	割合	有効回答数		回収数	割合	有効回答数		
保育所	8,488か所	4,823か所	56.8%	4,654か所	5,670か所	2,800か所	49.1%	2,746か所	48.4%	
幼稚園（新制度）	2,296か所	1,649か所	71.8%	1,431か所	831か所	544か所	65.5%	439か所	52.8%	
認定こども園	2,529か所	1,726か所	68.2%	1,657か所	1,694か所	1,053か所	61.9%	1,034か所	61.0%	
地域型保育事業所	2,687か所	1,223か所	45.5%	1,105か所	2,611か所	1,172か所	44.7%	1,054か所	40.4%	
合計	16,000か所	9,421か所	58.9%	8,847か所	10,806か所	5,569か所	51.5%	5,273か所	48.8%	

2. 結果概要

(1) 経営の状況（私立施設）

① 保育所 収支状況

科目		私立	
		金額	構成割合
収益	1 保育事業収益	千円 137,347	% -
	2 児童福祉事業収益	33	-
	3 その他収益	1,336	-
	1 借入金利息補助金収入	57	-
	2 受取利息配当金収入	22	-
III 特別増減による収益		4,821	-
費用	1 人件費	103,170	75.1%
	2 事業費	14,988	10.9%
	3 事務費	11,192	8.1%
	4 その他の費用	3,997	2.9%
	1 支払利息	196	0.1%
VI 特別増減による費用	1 法人本部帰属費	698	0.5%
①収益計：I（3 その他収益を除く）+ II		137,459	100.0%
②費用計：IV + V + VI		134,241	97.7%
③収支差：① - ②		3,219	2.3%

※構成割合は、収益計（①）に対する割合。

④施設数	2,164 施設
⑤平均利用定員数	102.3 人
⑥平均児童数	105.4 人

※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。

※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。

2. 結果概要

(1) 経営の状況（私立施設）

② 幼稚園（新制度） 収支状況

科目		私立	
		金額 千円	構成割合 %
収益	I 教育活動収入		
	1 学生生徒等納付金	19,227	-
	2 経常費等補助金	64,916	-
	3 付随事業収入	5,845	-
	4 その他収入	3,185	-
	1 借入金利息補助金収入	0	-
	1 受取利息配当金収入	156	-
	2 その他収入	1,366	-
費用	1 人件費	57,509	63.8%
	2 教育研究経費	20,916	23.2%
	3 管理経費	2,308	2.6%
	4 その他支出	211	0.2%
V 教育活動外支出	1 借入金等利息	177	-
	1 法人本部帰属経費	150	-
①収益計：I（4 その他収入を除く）+ II + III（1のみ）		90,143	100.0%
②費用計：IV + V + VI		81,270	90.2%
③基本金組入前収支差：①－②		8,873	9.8%
④基本金組入額		-5,405	-6.0%
⑤収支差：③+④		3,468	3.8%
⑥施設数		357 施設	
⑦平均利用定員数		108.1 人	
⑧平均児童数		105.8 人	

※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。

※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（預かり保育・子育て支援等、地方単独事業）も含まれている。

※ 本表において、平成30年度までに子ども・子育て支援新制度に移行した園を計上しており、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要

（有効回答数（357か所）の属性：平均利用定員108人）

2. 結果概要

(1) 経営の状況（私立施設）

③ 認定こども園 収支状況

科目		私立	
		金額 千円	構成割合 %
収益	I サービス活動増減による収益		
	1 保育事業収益	133,302	-
	2 児童福祉事業収益	36	-
	3 その他収益	5,757	-
	1 借入金利息補助金収入	28	-
II サービス活動外増減による収益	2 受取利息配当金収入	107	-
	III 特別増減による収益	4,435	-
費用	IV サービス活動増減による費用		
	1 人件費	92,825	69.5%
	2 事業費	23,445	17.6%
	3 事務費	7,871	5.9%
	4 その他の費用	2,835	2.1%
V サービス活動外増減による費用	1 支払利息	287	-
VI 特別増減による費用	1 法人本部帰属経費	643	-
①収益計：I（3その他収益を除く）＋II		133,472	100.0%
②費用計：IV＋V＋VI		127,907	95.8%
③基本金繰入前収支差：①－②		5,566	4.2%
④基本金組入額		-2,847	-2.1%
⑤収支差：③＋④		2,719	2.0%
⑥施設数		760 施設	
⑦平均利用定員数		145.7 人	
⑧平均児童数		143.6 人	

※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。

※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。

※ 今回調査から、学校法人会計基準の適用される認定こども園について、幼稚園と同様に基本金組入額を加味した収支差を算出している。

2. 結果概要

(1) 経営の状況（私立施設）

④ 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業） 収支状況

科目		家庭的保育		小規模A		小規模B		小規模C		
		金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合	
収益	Ⅰ サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	千円 13,828	% -	千円 45,696	% -	千円 37,710	% -	千円 27,140	% -
		2 児童福祉事業収益	1	-	49	-	11	-	421	-
		3 その他収益	80	-	441	-	175	-	51	-
	Ⅱ サービス活動外増減による収益	1 借入金利息補助金収入	6	-	1	-	0	-	4	-
		2 受取利息配当金収入	0	-	0	-	15	-	0	-
	Ⅲ 特別増減による収益		24	-	1,075	-	629	-	966	-
費用	Ⅳ サービス活動増減による費用	1 人件費	7,383	53.4%	29,626	64.8%	24,359	64.6%	17,233	62.5%
		2 事業費	1,916	13.8%	3,562	7.8%	3,552	9.4%	2,117	7.7%
		3 事務費	1,924	13.9%	6,279	13.7%	4,859	12.9%	2,930	10.6%
		4 その他の費用	378	2.7%	791	1.7%	609	1.6%	251	0.9%
	Ⅴ サービス活動外増減による費用	1 支払利息	4	0.0%	51	0.1%	23	0.1%	13	0.0%
	Ⅵ 特別増減による費用	1 法人本部帰属経費	27	0.2%	722	1.6%	662	1.8%	0	0.0%
①収益計：Ⅰ（3その他収益を除く）＋Ⅱ		13,836	100.0%	45,746	100.0%	37,736	100.0%	27,565	100.0%	
②費用計：Ⅳ＋Ⅴ＋Ⅵ		11,631	84.1%	41,031	89.7%	34,064	90.3%	22,545	81.8%	
③収支差：①－②		2,204	15.9%	4,716	10.3%	3,672	9.7%	5,021	18.2%	
④事業所数		167 事業所		339 事業所		185 事業所		30 事業所		
⑤平均利用定員数		4.6 人		16.7 人		15.2 人		10.0 人		
⑥平均児童数		4.6 人		16.7 人		15.1 人		9.7 人		

※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。

※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。

2. 結果概要

(1) 経営の状況（私立施設）

⑤ 地域型保育事業（事業所内保育事業） 収支状況

科目		事業所内（A型適用）		事業所内（B型適用）		事業所内（20人以上）	
		金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合
収益	1 保育事業収益	千円 40,588	% -	千円 38,817	% -	千円 82,790	% -
	2 児童福祉事業収益	0	-	0	-	0	-
	3 その他収益	96	-	84	-	1,294	-
	1 借入金利息補助金収入	9	-	0	-	0	-
II サービス活動外増減による収益	2 受取利息配当金収入	0	-	0	-	0	-
	III 特別増減による収益	206	-	2,321	-	2,361	-
費用	1 人件費	27,314	67.3%	29,994	77.3%	62,941	76.0%
	2 事業費	2,598	6.4%	2,972	7.7%	5,979	7.2%
	3 事務費	5,556	13.7%	3,216	8.3%	9,351	11.3%
	4 その他の費用	1,300	3.2%	401	1.0%	3,404	4.1%
V サービス活動外増減による費用	1 支払利息	44	0.1%	38	0.1%	66	0.1%
VI 特別増減による費用	1 法人本部帰属経費	513	1.3%	0	0.0%	950	1.1%
①収益計：I（3その他収益を除く）+ II		40,597	100.0%	38,817	100.0%	82,790	100.0%
②費用計：IV+ V+ VI		37,325	91.9%	36,621	94.3%	82,691	99.9%
③収支差：①－②		3,272	8.1%	2,196	5.7%	98	0.1%
④事業所数		57 事業所		19 事業所		46 事業所	
⑤平均利用定員数		16.9 人		16.1 人		40.2 人	
⑥平均児童数		15.9 人		15.7 人		41.0 人	

※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。

※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。

2. 結果概要

(2) 職種別職員 1 人当たり給与月額 (全体状況)

① 保育所 (私立・公立)

職種	私立				公立			
	常勤		非常勤		常勤		非常勤	
	平均勤続 年数	1 人 当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1 人 当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1 人 当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1 人 当たり給与月 額 (賞与込み)
1 施設長	年 25.8	円 565,895	年 20.7	円 536,146	年 31.8	円 632,982	年 -	円 -
2 主任保育士	21.7	422,966	26.1	344,103	25.1	561,725	20.9	257,531
3 保育士	11.2	301,823	10.1	187,816	11.0	303,113	7.8	162,859
4 保育補助者 (資格を有していない者)	4.9	223,584	6.1	168,561	4.9	148,720	5.9	149,238
5 調理員	24.4	269,534	7.1	173,290	14.9	329,211	5.4	144,384
6 栄養士 (5 に含まれる者を除く)	8.2	298,362	5.7	231,118	12.6	372,539	5.6	235,944
7 看護師 (保健師・助産師)、准看護師	12.3	340,142	9.8	248,833	12.4	396,931	5.1	208,389
8 事務職員	10.4	340,919	11.2	246,038	6.4	258,926	4.0	139,346
9 その他	15.7	375,172	9.0	190,009	13.2	318,406	4.9	138,941
合計	13.0	317,060	9.2	190,498	12.7	330,279	7.1	235,629
集計施設数	2,447 施設				1,948 施設			

※ 「1 人当たり給与月額 (賞与込み)」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与と他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間 (所定労働時間) のすべてを勤務する者。ただし、1 日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤務年数も含めて算定。

2. 結果概要

(2) 職種別職員 1 人当たり給与月額 (全体状況)

② 幼稚園 (新制度) (私立・公立)

職種	私立			公立		
	常勤		非常勤	常勤		非常勤
	平均勤続年数	1 人当たり給与月額 (賞与込み)	平均勤続年数	1 人当たり給与月額 (賞与込み)	平均勤続年数	1 人当たり給与月額 (賞与込み)
1 園長	年 28.6	円 453,458	年 24.7	円 472,539	年 29.5	円 625,524
2 副園長	25.2	413,610	-	-	23.5	570,842
3 教頭	20.4	358,046	-	-	25.3	575,201
4 主幹教諭	19.3	349,961	-	-	21.2	537,134
5 指導教諭	14.4	327,529	-	-	18.4	452,013
6 教諭	7.8	287,492	10.3	169,599	11.1	378,356
7 助教諭	9.2	246,474	5.8	191,281	6.2	238,612
8 講師	8.6	276,053	16.9	419,062	7.2	237,853
9 教育補助者	10.0	206,147	9.3	156,950	7.2	158,825
10 事務職員	12.4	304,141	9.8	157,039	8.5	260,389
11 バス運転手	7.1	207,297	7.5	225,126	6.7	169,588
12 調理員	8.3	184,240	10.2	156,799	12.7	297,908
13 教育補助者 (資格無)	6.4	182,547	6.1	165,754	5.3	140,562
14 その他	13.0	264,926	10.4	166,707	5.4	151,334
合計	12.4	313,063	9.7	203,555	11.9	317,101
集計施設数	408 施設			981 施設		

※ 「1 人当たり給与月額 (賞与込み)」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間 (所定労働時間) のすべてを勤務する者。ただし、1 日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

※ 本表において、私立については平成30年度までに子ども・子育て支援新制度に移行した園を計上しており、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。

2. 結果概要

(2) 職種別職員 1 人当たり給与月額 (全体状況)

③ 認定こども園 (私立・公立)

職種	私立				公立			
	常勤		非常勤		常勤		非常勤	
	平均勤続 年数	1 人当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1 人当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1 人当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1 人当たり給与月 額 (賞与込み)
1 園長	年 27.9	円 556,400	年 35.5	円 526,671	年 31.7	円 618,928	年 15.5	円 222,359
2 副園長	22.3	462,597	21.8	847,919	27.9	602,086	-	-
3 教頭	24.2	395,512	-	-	25.9	556,730	-	-
4 主幹保育教諭	19.2	375,965	-	-	23.1	514,214	6.2	209,068
5 指導保育教諭	14.1	336,739	21.4	361,575	17.3	455,717	-	-
6 保育教諭	8.2	279,954	9.6	188,725	9.9	287,181	8.9	150,441
7 助保育教諭	7.8	235,921	11.2	172,516	8.4	163,080	11.6	147,172
8 講師	7.9	250,987	11.6	232,119	6.5	184,852	3.7	153,527
9 教育・保育補助者	8.8	213,170	6.7	174,407	7.8	171,961	8.0	142,845
10 調理員	8.8	257,059	7.1	151,919	12.0	248,914	5.7	139,616
11 栄養教諭・栄養士	6.6	270,325	11.2	231,056	8.8	293,846	7.2	176,600
12 看護職員	9.7	278,000	10.0	185,545	12.5	347,785	3.5	184,883
13 事務職員	10.4	318,047	6.7	206,108	6.8	253,270	5.0	165,209
14 教育・保育補助者 (資格無)	4.4	205,529	8.2	167,604	5.5	254,611	3.2	117,962
15 その他	8.0	223,851	6.9	195,514	8.5	184,215	5.1	130,316
合計	10.9	308,567	9.1	195,832	11.3	284,266	7.6	160,380
集計施設数	943 施設				641 施設			

※ 「1 人当たり給与月額 (賞与込み)」の金額は、平成31年3月分の月額給与、常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間 (所定労働時間) のすべてを勤務する者。ただし、1 日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「非常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

2. 結果概要

(2) 職種別職員 1 人当たり給与月額 (全体状況)

④ 家庭的保育事業 (私立)

職種	私立			
	常勤		非常勤	
	平均勤続 年数	1 人当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1 人当たり給与月 額 (賞与込み)
1 家庭的保育者	年 16.0	円 358,988	年 -	円 -
2 家庭的保育補助者	9.7	232,892	4.4	171,018
3 調理員	6.9	270,511	3.4	197,228
4 栄養士 (3に含まれる者を除く)	-	-	-	-
5 事務職員	-	-	8.2	191,533
6 その他	-	-	7.3	182,594
合計	14.0	330,867	5.7	184,030
集計事業所数	147 事業所			

※ 「1 人当たり給与月額 (賞与込み)」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間 (所定労働時間) のすべてを勤務する者。ただし、1 日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「非常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

2. 結果概要

(2) 職種別職員 1人当たり給与月額 (全体状況)

⑤ 小規模保育事業 (A型、B型) (私立)

職種	小規模保育事業 (A型)				小規模保育事業 (B型)			
	常勤		非常勤		常勤		非常勤	
	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額 (賞与込み)
1 管理者	年 14.6	円 342,861	年 2.2	円 183,370	年 15.4	円 362,007	年 -	円 -
2 主任保育士	11.9	303,289	-	-	15.4	309,912	-	-
3 保育士	8.1	268,755	8.5	172,324	8.8	269,617	9.9	192,001
4 保育補助者 (資格を有していない者)	7.5	235,183	3.8	170,387	5.7	231,115	2.9	161,931
5 調理員	6.6	241,897	6.2	171,058	7.2	227,420	6.5	169,817
6 栄養士 (5に含まれる者を除く)	6.3	255,382	-	-	7.2	272,185	-	-
7 看護師 (保健師・助産師)、准看護師	6.5	295,277	-	-	3.6	252,595	-	-
8 事務職員	5.4	248,029	10.5	357,755	2.7	219,918	19.5	248,505
9 その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9.7	286,023	7.8	197,995	10.1	283,286	8.5	203,485
集計事業所数	373 事業所			161 事業所				

※ 「1人当たり給与月額 (賞与込み)」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間 (所定労働時間) のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

2. 結果概要

(2) 職種別職員 1 人当たり給与月額 (全体状況)

⑥ 小規模保育事業C型 (私立)

職種	私立			
	常勤		非常勤	
	平均勤続 年数	1 人当たり給与月 額 (賞与込み)	平均勤続 年数	1 人当たり給与月 額 (賞与込み)
1 管理者	年 16.7	円 346,466	年 -	円 -
2 家庭的保育者	8.9	291,775	14.7	208,911
3 家庭的保育補助者	10.4	250,117	-	-
4 調理員	-	-	-	-
5 栄養士 (4に含まれる者を除く)	-	-	-	-
6 事務職員	-	-	-	-
7 その他	-	-	-	-
合計	10.8	292,799	12.5	199,665
集計事業所数	30 事業所			

※ 「1 人当たり給与月額 (賞与込み)」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間 (所定労働時間) のすべてを勤務する者。ただし、1 日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

2. 結果概要

(2) 職種別職員 1 人当たり給与月額 (全体状況)

⑦ 事業所内保育事業 (私立)

職種	事業所内保育事業 (A 型適用)						事業所内保育事業 (B 型適用)						事業所内保育事業 (20人以上)					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	平均勤続 年数	1 人当 り給与月 額 (賞与 込み)	年	平均勤続 年数	1 人当 り給与月 額 (賞与 込み)	円	平均勤続 年数	1 人当 り給与月 額 (賞与 込み)	円	平均勤続 年数	1 人当 り給与月 額 (賞与 込み)	円	平均勤続 年数	1 人当 り給与月 額 (賞与 込み)	円	平均勤続 年数	1 人当 り給与月 額 (賞与 込み)	円
1 管理者	11.3	341,691	15.0	315,349	17.8	323,546	10.4	352,212	12.3	236,329	-	-	10.4	352,212	-	-	-	-
2 主任保育士	15.5	266,081	13.7	256,705	16.1	266,264	15.0	355,918	-	-	-	-	15.0	355,918	-	-	-	-
3 保育士	10.8	238,168	10.0	226,312	11.9	264,238	-	-	-	-	-	-	8.0	269,782	12.3	236,329	-	-
4 保育補助者 (資格を有していない者)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 調理員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.1	265,414	-	-	-	-
6 栄養士 (5に含まれる者を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.2	294,999	-	-	-	-
7 看護師 (保健師・助産師)、准看護師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 事務職員	-	-	6.9	230,384	-	-	-	-	-	-	-	-	4.1	213,332	-	-	-	-
9 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10.7	251,190	11.2	246,734	12.8	276,650	4.5	299,315	8.6	284,923	9.1	267,702	8.6	284,923	9.1	267,702	-	-
集計事業所数	78 事業所						22 事業所						59 事業所					

※ 「1 人当たり給与月額 (賞与込み)」の金額は、平成31年3月分の月額給与、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間 (所定労働時間) のすべてを勤務する者。ただし、1 日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「非常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

① 保育所

職種	私立			
	公定価格基準 のみの配置状況		実際の配置	
	常勤換算 (常勤＋非常勤)		常勤	非常勤
1 施設長	人	1.0	人	人
2 主任保育士		1.0	0.9	0.0
3 保育士		11.4	13.4	2.3
4 保育補助者（資格を有していない者）		—	0.5	1.3
5 調理員		1.9	1.3	0.6
6 栄養士（5に含まれる者を除く）		—	0.9	0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師		—	0.4	0.1
8 うち、保育業務従事者		—	0.0	0.0
9 事務職員		1.0	0.6	0.1
10 その他		—	0.2	0.2
合計		—	19.1	4.6
集計施設数			1,741 施設	
平均利用定員数			86 人	

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。保育士については、年齢別配置基準により配置される数。

ただし、3歳児配置改善加算及び主任保育士専任加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育士等の数。

※「実際の配置状況」・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

② 幼稚園（新制度）

職種	私立			
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置		人
		常勤	非常勤	
1 園長	1.0	1.0		0.0
2 副園長	0.5	0.5		0.0
3 教頭		0.1		0.0
4 主幹教諭	1.0	0.9		0.0
5 指導教諭		0.3		0.0
6 教諭・助教諭・講師・教育補助者（免許有）	6.0	7.1		1.2
7 事務職員	1.1	0.8		0.2
8 バス運転手	0.4	0.7		0.4
9 調理員	0.2	0.1		0.1
10 教育補助者（免許無）	—	0.2		0.3
11 その他	—	0.1		0.1
合計	—	11.8		2.3
集計施設数	200 施設			
平均利用定員数	103 人			

- ※ 「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。教諭等については、年齢別配置基準により配置される数。
ただし、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、主幹教諭等専任加算又はチーム保育加配加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な教諭等の数。
- ※ 「実際の配置状況」・・・・・・・・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。
- ※ 「常勤」・・・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。
- ※ 本表において、平成30年度までに子ども・子育て支援新制度に移行した園を計上しており、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。
- ※ （有効回答数（209カ所）の属性：平均利用定員104人）

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

③ 認定こども園

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置	
	常勤換算 (常勤＋非常勤)	常勤	非常勤
1 園長（施設長）	人 1.0	1.0	0.0
2 副園長	0.4	0.6	0.0
3 教頭		0.0	0.0
4 主幹保育教諭	1.0	1.4	0.0
5 指導保育教諭		0.6	0.0
6 保育教諭・助保育教諭・講師・ 教育・保育補助者（免許有）	10.8	13.7	3.4
7 調理員	1.9	1.1	0.8
8 栄養教諭・栄養士	－	0.5	0.0
9 看護師（保健師・助産師）、准看護師	－	0.3	0.1
10 事務職員	2.0	0.9	0.2
11 教育・保育補助者（免許無）	－	0.4	0.5
12 その他	－	0.4	0.4
合計	－	20.8	5.5
集計施設数	777 施設		
平均利用定員数	147 人		

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。保育教諭等については、年齢別配置基準により配置される数。
ただし、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算又はチーム保育加配加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育教諭等の数。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

④ 家庭的保育事業

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置	
	常勤換算 (常勤＋非常勤)	常勤	非常勤
1 家庭的保育者	人 1.0	人 1.1	人 0.3
2 家庭的保育補助者	0.8	0.2	1.2
3 調理員	1.0	0.1	0.3
4 栄養士（3に含まれる者を除く）	－	0.0	0.0
5 事務職員	0.6	0.0	0.1
6 その他	－	0.0	0.1
合計	－	1.4	2.0
集計施設数	175 施設		
平均利用定員数	4 人		

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑤ 小規模保育事業A型

職種	私立			
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置		人
		常勤	非常勤	
1 管理者	人 1.0	人 1.0		0.0
2 主任保育士	—	0.3		0.0
3 保育士	4.4	4.2		1.7
4 保育補助者（資格を有していない者）	0.1	0.1		0.2
5 調理員	1.0	0.3		0.5
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	—	0.1		0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	—	0.0		0.0
8 うち保育業務従事者	—	0.0		0.0
9 事務職員	0.6	0.2		0.1
10 その他	—	0.0		0.0
合計	—	6.4		2.7
集計施設数	231 施設			
平均利用定員数	16 人			

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑥ 小規模保育事業B型

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置	
	常勤換算 (常勤＋非常勤)	常勤	非常勤
1 管理者	人 1.0	人 1.0	人 0.0
2 主任保育士	－	0.3	0.0
3 保育士	4.3	4.0	1.6
4 保育補助者（資格を有していない者）	0.4	0.2	0.4
5 調理員	1.0	0.3	0.5
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	－	0.1	0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	－	0.0	0.0
8 うち保育業務従事者	－	0.0	0.0
9 事務職員	0.6	0.2	0.1
10 その他	－	0.0	0.0
合計	－	6.2	2.6
集計施設数	312 施設		
平均利用定員数	16 人		

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑦ 小規模保育事業C型

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置	
	常勤換算 (常勤 + 非常勤)	常勤	非常勤
1 管理者	人 0.6	人 0.6	人 0.0
2 家庭的保育者	2.6	2.3	1.3
3 家庭的保育補助者	1.3	0.4	1.0
4 調理員	0.5	0.1	0.5
5 栄養士（4に含まれる者を除く）	—	0.0	0.1
6 事務職員	0.3	0.1	0.1
7 その他	—	0.0	0.0
合計	—	3.6	2.9
集計施設数	26 施設		
平均利用定員数	10 人		

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑧ 事業所内保育事業（A型適用）

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置	
	常勤換算 (常勤 + 非常勤)	常勤	非常勤
1 管理者	人 0.8	人 0.9	人 0.0
2 主任保育士	—	0.3	0.0
3 保育士	4.5	4.0	1.4
4 保育補助者（資格を有していない者）	0.1	0.1	0.1
5 調理員	1.0	0.2	0.3
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	—	0.2	0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	—	0.1	0.0
8 うち保育業務従事者	—	0.0	0.0
9 事務職員	0.6	0.1	0.0
10 その他	—	0.0	0.0
合計	—	5.9	2.0
集計施設数	55 施設		
平均利用定員数	15 人		

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑨ 事業所内保育事業（B型適用）

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置	
	常勤換算 (常勤＋非常勤)	常勤	非常勤
1 管理者	人 1.0	人 1.0	人 0.0
2 主任保育士	－	0.1	0.0
3 保育士	4.1	3.5	1.9
4 保育補助者（資格を有していない者）	0.2	0.3	0.3
5 調理員	1.0	0.1	0.6
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	－	0.1	0.2
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	－	0.0	0.0
8 うち保育業務従事者	－	0.0	0.0
9 事務職員	0.6	0.0	0.1
10 その他	－	0.1	0.0
合計	－	5.2	3.2
集計施設数		12 施設	
平均利用定員数		17 人	

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑩ 事業所内保育事業（20人以上）

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置	
	常勤換算 (常勤＋非常勤)	常勤	非常勤
1 管理者	人 1.0	人 1.0	人 0.0
2 主任保育士	－	0.4	0.0
3 保育士	9.9	10.1	2.9
4 保育補助者（資格を有していない者）	0.2	0.0	0.2
5 調理員	2.0	0.6	0.4
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	－	0.4	0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	－	0.3	0.1
8 うち保育業務従事者	－	0.3	0.0
9 事務職員	0.6	0.5	0.1
10 その他	－	0.1	0.0
合計	－	13.8	3.9
集計施設数		30 施設	
平均利用定員数		42 人	

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

幼児教育・保育の無償化の施行状況について（令和元年10月1日現在）

1. 無償化の対象となる施設・事業数

（1）特定子ども・子育て支援施設等

	新制度の対象と ならない幼稚園 (特別支援学校含む)	預かり保育 事業	認可外*1 保育施設等	合計
施設・事業数	4,255	15,099	25,819	45,173

*1：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の合計

（2）特定教育・保育施設等

	①幼保連携型 認定こども園 (地方教育委員会認定こども園含む)	②新制度幼稚園 (幼稚園等認定こども園含む)	③保育所 (保育所等認定こども園含む)	④地域型保育事業	合計
施設・事業数	5,207	5,705	23,573	6,457	40,942

2. 無償化の対象となる子ども数

（1）施設等利用給付認定子ども数

認定区分	子ども数（人）	主な利用施設等
第1号	574,456	新制度の対象とならない幼稚園
第2号	353,952	認定こども園又は幼稚園＋預かり保育事業、認可外保育施設等
第3号	17,773	認定こども園又は幼稚園＋預かり保育事業、認可外保育施設等
合計	946,181	

（2）教育・保育給付認定を受けて施設等を利用している子ども数

認定区分	子ども数（人）	主な利用施設等
第1号	617,999	認定こども園、新制度幼稚園
第2号	1,609,316	認定こども園、保育所
第3号	112,519	認定こども園、保育所、地域型保育事業
合計	2,339,834	

*2：「施設等利用給付認定子ども（第2号、第3号）」には、「教育・保育給付認定子ども（第1号）」で預かり保育事業等を利用する子どもが含まれる

*3：住民税非課税世帯に限る

3. 保育所等における副食費の徴収月額（平均）

※「教育・保育給付認定子ども（第2号）」に限る

（1）公立施設

	副食費徴収 施設数	副食費月額（円）	【参考】 主食費月額（円）
認定こども園	1,121	4,225	687
保育所	7,273	4,450	733

（2）市区町村が副食費の徴収を把握している民間施設

	副食費徴収 把握施設数	副食費月額（円）	【参考】 主食費月額（円）
認定こども園	4,276	4,571	1,239
保育所	9,747	4,559	997

4. 運営基準条例等の制定・改正状況

（1）特定教育・保育施設等に関する運営基準条例

・全市区町村が改正を行う必要があるが、令和2年9月30日までの経過措置あり

○改正を行った自治体：1,037
⇒うち、今後、府令の訂正内容を反映予定の自治体：221

（2）市区町村独自の認可外保育施設の基準を定める条例

・制定は市区町村の裁量による

○施行済み自治体：18
○制定済みだが未施行の自治体：4
⇒うち、今後、府令の訂正内容を反映予定の自治体：3
○今後、制定予定の自治体：28

※令和2年1月1日までに施行予定の1市を含む
※令和2年1月1日までに制定予定の3市を含む

<出典>

1(2)：①内閣府「認定こども園に関する状況について」（平成31年4月1日現在）
②「公立（新制度）」文部科学省「令和元年度 学校基本調査」（令和元年5月1日現在）
③④厚生労働省「保育所等調査速報取りまとめ」（平成31年4月1日現在）
その他：内閣府調べ（令和元年10月1日現在）

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額（令和元年度補正予算）

- 幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度の所要額については、国負担分は内閣府予算計上の「子どもための教育・保育給付交付金」等から、地方負担分は総務省予算計上の「子ども・子育て支援臨時交付金」からそれぞれ負担し、全額を国費で負担することとしている。
- 今般、令和元年10月1日時点の利用児童数等の直近の数値を基に推計した結果、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算に当該額を計上する。
- 所要見込額が増加した主な要因は、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展している中で、世帯の所得が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられる。

＜幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額＞

（単位：億円）

項目	財源負担割合				令和元年度当初予算				令和元年度補正予算			
	国	県	市町村		国	県	市町村		国	県	市町村	
＜新制度＞ 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4		2,059	1,030	515	2,361 +302	1,181 +151	590 +75	590 +75
	公立	-	-	10/10	818	0	0	818	1,009 +191	0	1,009 +191	1,009 +191
新制度の対象と ならない幼稚園、 認可外保育施設等	1/2	1/4	1/4	1/4	1,004	502	251	251	左と同額			
合計※1					3,882	1,532	766	1,584	4,375 +493	1,683 +151※2	842 +76	1,850 +266

※1 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。
※2 内閣府の補正予算には、上記(+151億円)のほか、人事院勧告を踏まえた人件費の改定(+108億円)及び既定予算の残余(△101億円)と合わせて158億円を計上。

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について (令和2年度予算案)

区分		国・地方合計（億円）		
		国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	＜新制度＞保育所・幼稚園等	私立	4,980	2,490
		公立	2,038	-
子育てのための 施設等利用給付	新制度の対象とならない幼稚園等	1,247	623	312
	認可外保育施設等	267	133	67
	預かり保育等	326	163	82
	合計	8,858	3,410	1,705
				3,743

＜備考＞
四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

幼児教育・保育の無償化に係る事務費について

令和2年度予算(案) 360億円

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意） ※抜粋

3（2）財政措置等

（事務費・システム改修費）

- 幼児教育無償化の実施に当たって、【①】初年度（2019年度）及び【②】2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる【③】認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

① 令和元年度の事務費

▶ 120億円（令和元年度当初予算）

※ 令和元年10月から半年分の事務費

② 令和2年度 of 事務費

▶ 240億円（令和2年度当初予算案）

※対象経費については、システム改修に係る経費を含む

③ 令和3～5年度の認可外保育施設の無償化に係る事務費

▶ 120億円（令和2年度当初予算案）

※ 3年分の事務費

（参考）無償化の対象となる認可外保育施設の利用者数は、無償化の対象となる全利用者数の数%程度と見込まれている

具体的な運用上の取扱いについては、今後、地方自治体からの意見も伺いつつ、検討する

安心こども基金に積み増し

各年度毎の執行は、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能

認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯

平成31年 3月	○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕 ＜主な内容＞ ・全ての事業所内保育施設の届出対象化 ・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ
令和元年 5月	○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正 ＜主な内容＞ ・全ての事業所内保育施設の届出対象化 ・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定
7月	○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ 「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について」
9月	○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正 ＜主な内容＞ ・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ ・幼稚園併設施設の届出対象化
	○『「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知） ※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、追って示す予定。
10月	幼児教育・保育の無償化施行
令和2年 3月 (予定)	○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の改正 ＜主な内容（予定）＞ ・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導 ・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等

認可外保育施設の指導監督基準等の主な改正内容（案）①

- 幼児教育・保育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要であり、認可外の居宅訪問型保育事業に係る指導監督基準の創設等の取組を行っています。
- 今後、令和２年度からの指導監督の実施に向け、認可外保育施設の指導監督基準等の改正を予定しており、主な改正内容（案）は以下のとおりです。

① 立入調査の実施方法について

【現行】

(１) 施設類型毎の立入調査			
施設類型	① 認可外の居宅訪問型保育事業 (= いわゆるベビーシッター)	② 乳幼児の数が５人以下の施設 (= 認可外の家庭的保育事業)	③ 乳幼児の数が６人以上の施設 (= 一般的な認可外)
基準	必要と判断する場合に指導を行う	立入調査（できる限り年１回以上行うよう努力）	原則立入調査（年１回以上）
(２) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い			
○ 対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ない ○ 相当の長期間経営されていて優良であるもの：運営状況報告の徴収は毎年度＋立入調査は隔年も不適当ではない ○ しかし、ベビーホテルについては、必ず立入調査を年１回以上行うこと			

【改正案】

(１) 施設類型毎の立入調査			
施設類型	① 認可外の居宅訪問型保育事業 (= いわゆるベビーシッター)	② 乳幼児の数が５人以下の施設 (= 認可外の家庭的保育事業＋認可外の事業所内保育のうち５人以下)	③ 乳幼児の数が６人以上の施設 (= 一般的な認可外＋認可外の事業所内保育のうち６人以上)
基準	▶ 集団指導（年１回以上） ▶ 個別の立入調査（※必要に応じて） 〔・苦情等の内容が深刻、件数が多い場合 ・研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合〕	▶ 原則立入調査（年１回以上） ▶ 難しい場合は、 ① 集団指導（年１回以上） ② 個別の立入調査（※必要に応じて） 〔・苦情等の内容が深刻、件数が多い場合 ・研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合〕	原則立入調査（年１回以上）
(２) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い			
（上記「（現行）」（２）に加えて） ○ 立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており、指摘がなかった施設は、次年度において項目を簡素化し、一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞って実施することやむを得ない			

2 重大事故防止に向けた対応について（総務省勧告対応）

総務省より、「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～の結果に基づく勧告」（平成30年11月9日）を受け、重大事故防止に係る以下の規定を追加。

重点調査事項の例示

⇒ 立入調査の際の重点調査事項を例示し、改善指導、改善勧告等を行う際の一つの指標とする。

【重点調査事項の例】

- ・ 保育士等の職員配置の状況（夜間の複数配置等）
- ・ 事故防止の取組の実施状況（SIDS対応（乳児の仰向け寝等）等）
- ・ 適切な食事、衛生管理の徹底
- ・ 人権配慮、虐待防止
- ・ その他、各都道府県等が定める重点調査事項

重大事故防止対策の実施、救命措置に係る訓練の実施、事故発生時の報告について明示的に記載

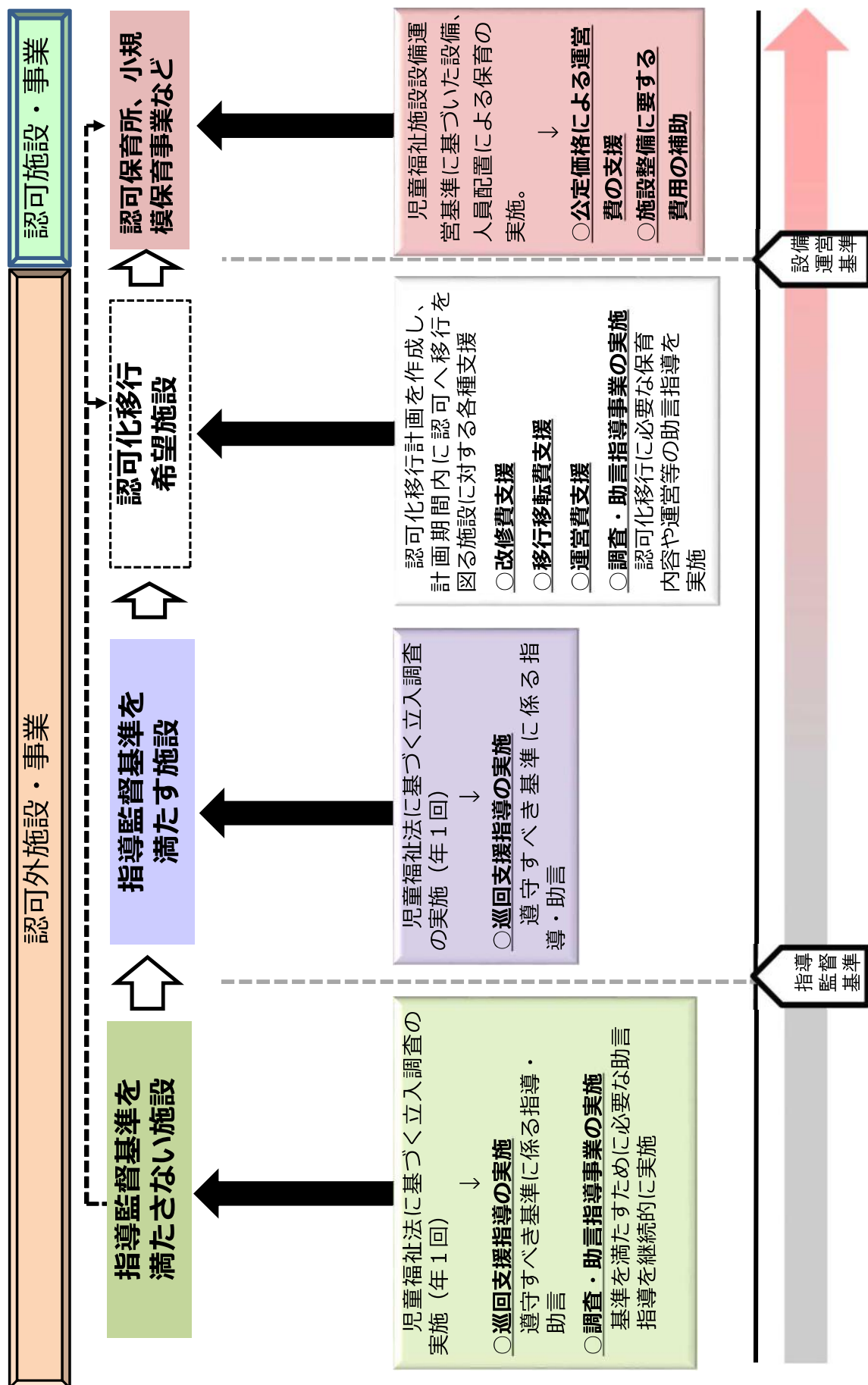
⇒ 重大事故防止に係る以下の規定を明示的に記載。

- ・ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- ・ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事に報告すること。
- ・ 睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。

3 市区町村との連携等

- ・ 市区町村が行う確認監査との連携 ⇒ 幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法に基づく市区町村による確認監査に係る指針等を踏まえ、市区町村と連携・情報共有を図ることを追加。
- ・ 児童の年齢の基準日 ⇒ 一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県等が施設ごとに基準日を判断することが可能なことを追加。（地方分権提案事項）

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



利用者支援事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

3つの事業類型

基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
- **当事者の目線に立った、寄り添い型の支援**

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等
- **地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援**

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○補助単価（令和2年度予算案）

基本型	特定型	母子保健型
7,505千円	3,006千円	9,274千円

※母子保健型は、職員が専任の場合

【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応（新規）
1,365千円	735千円	1,072千円	1,820千円	805千円	728千円

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施か所数の推移

（単位：か所数）

基本型	特定型	母子保健型	合計
29年度	611	371	915
30年度	720	375	1,183
			2,278

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

【令和2年度新規】特別支援対応加算

配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置した場合に加算を行う

認可外保育施設の現状

1. 施設数・事業所数

(出典：平成29年度認可外保育施設の現状とりまとめ)

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーマタernal	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,347か所	1,786か所	1,977か所 〔事業者：327 個人：1,650〕	4,556か所	9,666か所

※ ベビーマタernalの「事業者」はベビーマタernalを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーマタernal事業を実施しているものをいう。

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,347か所	1,786か所	4,556か所	7,689か所
立入実施施設②	954か所	1,005か所	3,373か所	5,332か所
実施率(②/①)	71%	56%	74%	69%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。
 ※ ベビーマタernalについては、指導監督基準上、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこととしていることから、施設数・事業所数、利用児童数のみ把握している。

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	954か所	1,005か所	3,373か所	5,332か所
基準適合施設④	401か所	614か所	1,910か所	2,925か所
基準適合率(④/③)	42%	61%	57%	55%

巡回支援指導員について

【業務内容】

保育所等の質の確保・向上のため、施設を巡回し、以下の内容に関する助言・指導を実施

- ① 保育中において死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
- ② 保育所等が満たすべき基準の遵守状況
- ③ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応

【要件】

次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者

- ・ 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
- ・ 巡回指導の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者

※ 指導員の具体例：保育所の園長や保育士経験者

【配置主体】

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村

※ 巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。

（委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など）

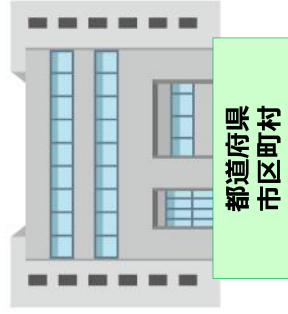
【補助率・補助単価】

補助率：国 1/2 、都道府県又は市区町村 1/2 補助単価：巡回支援指導員 1 人あたり 4,062千円

【配置状況(H30補助金交付決定)】

31自治体 180名 ※ この他、国の補助事業によらず各自治体独自で実施している事例もあり。

＜配置イメージ＞



公募等により採用・配置
(知見のある団体への委託可)

各施設を巡回し助言・指導



〔巡回に当たっては、国の定める事故防止ガイドラインなどを踏まえ、重大事故防止に資する助言・指導を行う。〕

保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算案：394億円の内数)

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

《拡充》

子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回支援指導員を対象とした研修の内容に園外活動等における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導の内容に園外活動等における安全対策の実地指導等の実施を加える。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ・研修事業：1回当たり 352千円

・巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円 (管内の施設数等に応じた配置)

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業

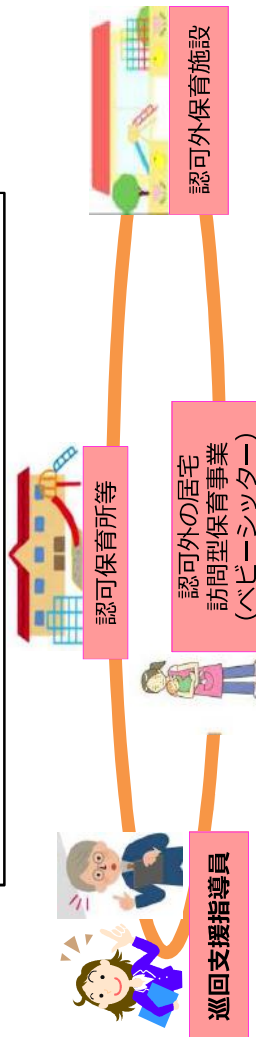


【研修対象者】
保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 (拡充) 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施
 - ※ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォローの実施についても、巡回支援指導員の役割として明確化
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導等を実施 (拡充)

※ 認可外保育施設に対する巡回支援指導については、市区町村も実施可能である旨を要綱上明確化する。

認可を目指す認可外保育施設への支援

＜目 的＞

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

＜実施要件等＞

- ・ 認可化移行計画（*1）を策定し、計画期間内（*2）に移行を図ること。
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、認可基準の1／4以上は有資格者とし、比率（1／4、1／3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。
*1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
*2 地方単独保育施設以外の施設は5年間が上限

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）
【補助率】国1／2（市町村1／4、設置主体1／4）（*）
*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2／3（市町村1／12、設置主体1／4）なる
【補助基準額】1施設当たり3,200万円

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1／2
 - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり56.4万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり50.4万円
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり75.5万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1／2
 - ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。
【補助基準額（移転費）】1施設当たり120万円
【補助基準額（仮設設置費）】1施設当たり380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1／2（都道府県1／4、市町村1／4）

【補助基準額】

- ① 運営費補助（児童一人当たり月額）

	基本分単価	
4歳以上児	5.6万円	+ （新） 公定価格 各種加算 に基づいた
3歳児	6.2万円	
1,2歳児	11.3万円	
0歳児	18.1万円	

- ※ 消費税8%の場合の粗い試算
- ※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合
- ※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育サポーター加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）
【補助基準額】14.1万円

- ③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）
【補助基準額】0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）
【補助基準額】2.0万円

認可外保育施設改修費等支援事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算案：394億円の内数)

【事業内容】

- 認可外保育施設について、指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

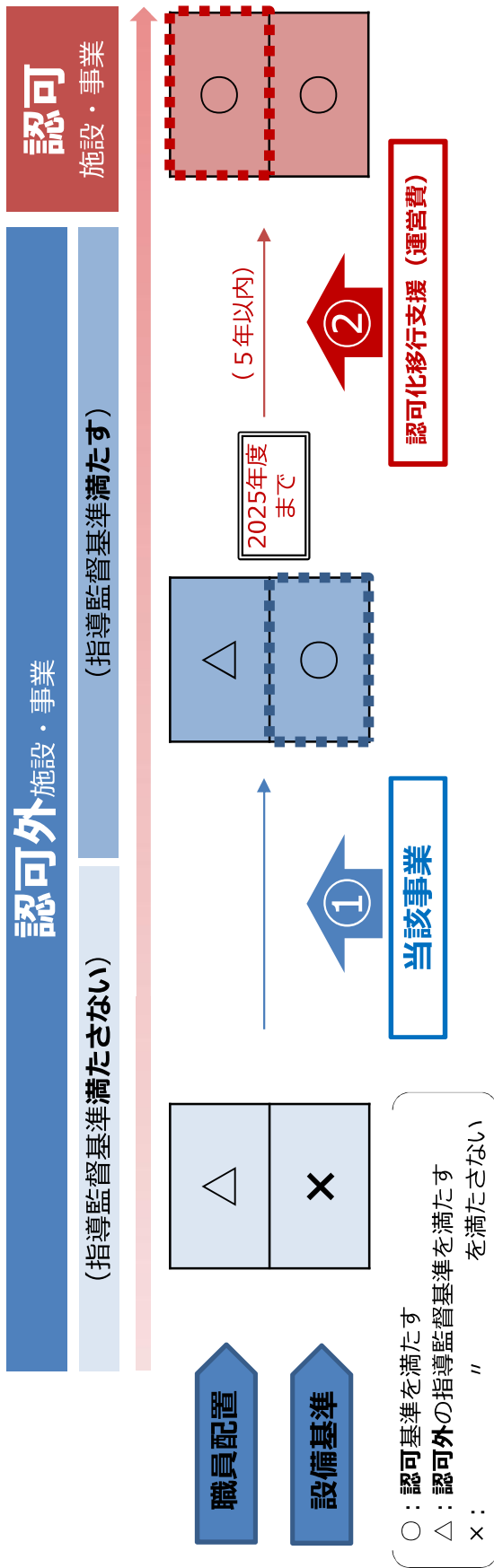
<補助要件>

- 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1／3以上）。
 - 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
 - 「認可化移行計画」を策定し、
 - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準（※）適合化を図ること
 - （※）職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ること
- により、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額(案)】改修費等 1か所当たり 32,000千円、移転費等 1か所当たり 5,000千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市町村：1／4、設置主体：1／4



認可外保育施設に関する情報共有のためのシステム

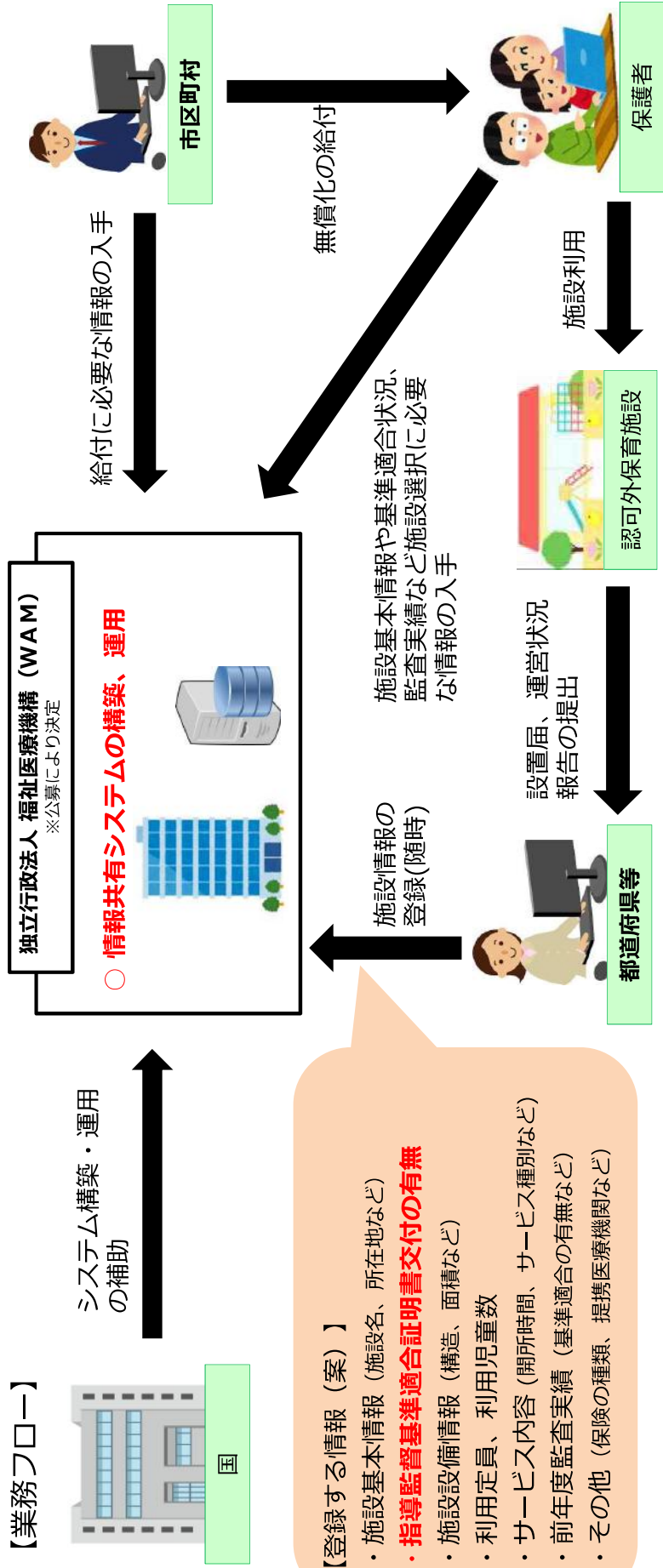
【目的】

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、償還払いの給付事務に必要な認可外保育施設の情報について、自治体の圏域を超えて確認可能なシステムを構築し、適正かつ円滑な事務の実施を図る。また、このシステムを活用して、保護者の方が、指導監督基準の適合状況など、施設選択に資する情報を閲覧可能とする。

【構築方法】

内閣府所管の「子ども・子育て支援全国総合システム」のうち「特定教育・保育施設等データ管理システム」が、幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、保護者の施設の選択に資するよう、各施設の情報公表を行うことを目的に外部システムへ移管することに合わせ、認可外保育施設に関する情報共有システムを当該システムに追加する。

【業務フロー】



【登録する情報（案）】

- ・施設基本情報（施設名、所在地など）
- ・**指導監督基準適合証明書交付の有無**
- ・施設設備情報（構造、面積など）
- ・利用定員、利用児童数
- ・サービス内容（開所時間、サービス種別など）
- ・前年度監査実績（基準適合の有無など）
- ・その他（保険の種類、提携医療機関など）

認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充

(消費税、地方消費税)

1. 大綱の概要

消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる保育を加える。

(注) 上記の改正は、令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

2. 制度の内容

施設の種類	認可保育所	認可外保育施設
利用料に係る消費税	非課税	乳幼児の数 6人以上 + 指導監督基準を満たす旨の証明書
		乳幼児の数 5人以下 + 指導監督基準を満たす旨の証明書
		課税 → 非課税

注：前々年又は前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除されている。

- 今般の幼児教育・保育の無償化に合わせ、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る保育に従事する者に関する基準を見直したことに加え、原則年1回以上の集団指導を行うこととされている。
- こうしたことを踏まえ、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち都道府県知事等から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設において行われる保育に係る利用料について非課税とする。

令和2年度の消費税増収分の使途について

〈令和2年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース） 《増収額計：14.1兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.4兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども子育て支援新制度の実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

3.89兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.60兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.8兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注2）使途に関しては、総合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和2年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	令和2年度 予算案	(参考) 令和元年度 予算額	
			国 分	地方分
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541
	社会的養育の充実	474	237	237
医療・介護サービスの提供体制改革	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等			
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	(注5) 1,194	796	398
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	(注6) 602	425	177
	地域包括ケアシステムの構築			
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267
	医療情報化支援基金	768	768	0
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険への財政支援の拡充			
	・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832
	・ 保険者努力支援制度等	(注7) 2,272	2,272	0
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786
	介護保険保険者努力支援交付金	(注8) 200	200	0
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	68	64	4
年 金	年金生活者支援給付金の支給	4,908	4,908	0
	合 計	27,111	18,282	8,829

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2,311兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2,71兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の区分については全額内閣府に計上。

(注5) 勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度に措置した143億円を含む。

(注6) 救急病院の勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度診療報酬改定において措置した126億円を含む。

(注7) 医療における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、令和2年度に措置した500億円を含む。

(注8) 従来の保険者機能強化推進交付金200億円と合わせて、介護における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、令和2年度に200億円を措置。

令和２年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「０．７兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和２年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	４，２５８億円	２，７４２億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 （待機児童解消加速化プランの推進等）	○３歳児の職員配置を改善（２０：１→１５：１） ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（３％） ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 （地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養育の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善（５．５：１→４：１等） ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善（３％） など

量的拡充・質の向上 合計 ７，０００億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「１兆円超」の財源が必要とされたとされており、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

令和2年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分以上ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位: 億円)

事 項	事 業 内 容	令和2年度 予算案	地方分		(参考) 令和元年度 予算額
			国分	地方分	
待機児童の解消	「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。^(注2) - 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。	722	358	364	536
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。^(注3)	8,858	3,410	5,448	(注4) 3,882
高等教育の無償化	少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月実施)。^(注5)	5,274	4,882	392	—
介護人材の処遇改善	リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。^(注6)	1,003	506	496	421
合 計		15,857	9,156	6,701	4,839

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳までの住民税非課税世帯の子どもたち)の企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3) 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4) 幼児教育・保育の無償化に係る令和元年度の地方負担分は全額特別交付金により補填。

(注5) 「高等教育の無償化」については全額内閣府に計上。

(注6) 障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

(注7) 「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分、幼児教育・保育の無償化に係る自治体の事務費・システム改修費については全額内閣府に計上。

府子本第636号
 府子本第638号
 子少発1112第1号
 子保発1112第1号
 障障発1112第1号
 令和元年11月12日

都道府県
 各 指定都市 保育担当部（局）・障害児担当部（局） 御中
 中核市

内閣府子ども・子育て本部
 参事官（子ども・子育て支援担当）
 （ 公 印 省 略 ）
 内閣府子ども・子育て本部
 参事官（認定こども園担当）
 （ 公 印 省 略 ）
 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
 （ 公 印 省 略 ）
 厚生労働省子ども家庭局保育課長
 （ 公 印 省 略 ）
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
 （ 公 印 省 略 ）

キッズ・ゾーンの設定の推進について（依頼）

平素より、内閣府及び厚生労働省の行政に対する御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る5月に、滋賀県大津市において、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後も度々子どもが被害者となる交通事故が発生しております。

政府においては、相次ぐ交通事故の発生を受け、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」を開催し、6月18日に「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」を決定したところです。

当該対策に基づく施策として、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、今般、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずるキッズ・ゾーンを創設するとともに、「平成31年度厚生労働省交通安全業務計画」の改訂を

予定しています。キッズ・ゾーンを設定する目的や手順等は下記のとおりですので、各市町村（認可外保育施設にあつては、都道府県、指定都市又は中核市。以下「各市町村等」という。）におかれましては、キッズ・ゾーン創設の趣旨についてご理解いただくとともに、地域の実情に合わせ、キッズ・ゾーンの設定についてご検討いただくようお願いいたします。また、今回のキッズ・ゾーンの創設に当たっては、（警察庁、国土交通省が出す通知等）により、各道路管理者及び都道府県警察に対しても周知されているところですので、各機関と連携いただくようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

記

（１）キッズ・ゾーン設定の目的

キッズ・ゾーンの設定は保育所、地域型保育事業所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、児童発達支援（医療型を含む。）、事業所等（以下「保育所等」という。）が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、

- ・保育所等の周辺で園児等に対する注意をすべきという意識の啓発
- ・関係機関の協力により、特に配慮する必要がある箇所に対しての安全対策の一層の推進
- ・それによる、保育所等の周辺の道路における自動車の運転手等に対する注意喚起を行うことを目的とするものである。

（２）キッズ・ゾーン設定の手順

キッズ・ゾーンの設定に当たっては、①キッズ・ゾーンの範囲を設定した上で、②キッズ・ゾーン内における具体的な交通安全対策を実施することとする。

① キッズ・ゾーンの範囲の設定

市町村等においては、管轄内の保育所等の周囲半径 500 メートルを原則として、対象の保育所等、道路管理者及び都道府県警察と協議の上、キッズ・ゾーンを設定する。なお、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」（令和元年 6 月 18 日府政共生 160 号・府子本第 172 号・府子本第 174 号・元教参学第 9 号・子少発 0618 第 1 号・子保発 0618 第 1 号・障障発 0618 第 1 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（交通安全対策担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省総合教育

政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)による緊急安全点検(以下「緊急安全点検」という。)時に構築した体制等既存の枠組みがある場合は、これを活用することが望ましい。

キッズ・ゾーンの範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定すべきものであり、散歩コースの経路等に鑑み、範囲を変更することが可能である。

なお、保育所等が近接することによりキッズ・ゾーンの範囲が重なる場合についても、それぞれの保育所等につき、キッズ・ゾーンの範囲を設定することとするが、キッズ・ゾーンが重なった範囲において、同一の交通安全対策(後述)をとることがありうる。

② キッズ・ゾーンにおける交通安全対策の実施

キッズ・ゾーンを設定したのち、保育所等を管轄する市町村等の保育担当部局等が中心となり、道路管理者、都道府県警察等と協力しつつ、キッズ・ゾーンの範囲内で実施するエリア対策等といった具体的な交通安全対策を検討する。

交通安全対策の具体策については、緊急安全点検や「保育所等における園外活動時の留意事項について」(令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課連名事務連絡)等で確認した箇所を中心に、保育所等を管轄する市町村等が必要と判断した箇所について講じることとする。

この際、緊急安全点検で危険箇所とされた箇所を中心に、優先度が高い箇所から取組みを進めることが重要である。また、その具体策について、後述するキッズ・ガードの配置の積極的な推進など、ソフト面での対応を検討するほか、ガードレールの設置等のハード面や交通規制面での対応の可否については、道路管理者、都道府県警察と協議の上で検討する。

具体策の実施に当たっては、近隣住民の意向なども踏まえ、地域の実情に即して対応することが必要である。近隣住民との調整に際しては、保育所等を管轄する市町村等の保育担当部局等が中心となり、道路管理者及び都道府県警察と協力しつつ、調整を行う。

(具体的な交通安全対策の例)

・キッズ・ガードの配置

保育体制強化事業(※)により、保育支援者が保育所外等での活動において見守り活動を行い、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

(※)園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る制度。

- ・路面の塗装等による注意喚起

散歩コースの安全点検の結果等を踏まえ、散歩コース箇所等に「キッズ・ゾーン」の文字を路面に塗装し、未就学児童が通行する可能性があることを自動車の運転手等に周知する。また、大津市においても同様の取組みを行っているところ。

(3) キッズ・ゾーンを設定する際の留意事項

キッズ・ゾーンの設定を検討している箇所が既にスクールゾーンとして設定されている場合は、混乱を招かないよう、原則、既存の交通安全対策を優先させる。なお、スクールゾーンは朝夕の登下校時間に限って対策を行っている場合もあることから、日中に行われる保育所等の園外活動等について更なる交通安全対策が必要な場合は、別途対策の必要性を検討する。

なお、キッズ・ゾーンの設定に先駆けて、教育委員会、幼稚園等及び小学校等が、道路管理者及び都道府県警等の協力を得て実施しているスクールゾーンの設定の枠組みや取組みが既にある場合には、それを参考にすることが考えられる。

また、こうした協議体制を構築するに当たっては、各自治体で行われている「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成 25 年 12 月 6 日文部科学省、国土交通省、警察庁連名通知）に基づく各教育委員会や道路管理者、都道府県警察による推進体制の枠組みを参考にすることも考えられる。

「子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－」の勧告に対する改善措置状況（1回目）

勧告先：内閣府、厚生労働省 勧告日：平成30年11月9日 回答日：令和元年10月17日（内閣府）、10月4日（厚生労働省） 改善状況：10月1日現在（内閣府）、9月30日現在（厚生労働省）

1 保育施設等における重大事故対策の徹底・推進

主な勧告（調査結果）

〔 内閣府及び厚生労働省 〕

- ① 重大事故対策の重要性の認識
睡眠中の呼吸等点検などの**重大事故対策の重要性**を保育施設等に周知徹底することを地方公共団体に**対し要請**
〔 ○ 重要性の認識不足から、睡眠中における呼吸等点検などの重大事故対策を未実施の保育施設等あり 〕
- ② 重大事故対策の監査事項への位置付け
保育施設等における**重大事故対策の実施状況を地方公共団体の監査時の確認事項の一つとして明確に位置付け**て提示し、適切な指導を要請
〔 ○ 重大事故対策の実施状況を国は監査時の確認事項として明確に位置付けていないことから、ほとんどの地方公共団体で、監査時に未確認かつ必要な指摘・助言を未実施 〕

2 保育施設等で発生した事故の的確な把握

主な勧告（調査結果）

〔 内閣府及び厚生労働省 〕

- ① 重大事故の範囲の明確化
重大事故の範囲を、誤認を招かないよう**明確**にした上で、**国への報告を励行**するよう保育施設等に周知徹底することを地方公共団体に**対し要請**
〔 ○ 事故範囲の誤認により、治療期間30日以上の骨折等の重大事故を未報告の保育施設等あり 〕
- ② 重大事故報告の監査事項への位置付け
保育施設等における**重大事故の報告状況を地方公共団体の監査時の確認事項の一つとして明確に位置付け**。監査の機会等を通じて、例えば、**保険給付の請求に係る資料を活用した重大事故の報告状況の確認を要請**
〔 ○ 重大事故の報告状況を、国は監査時の確認事項として明確に位置付けていないことから、ほとんどの地方公共団体で、監査時に未確認かつ必要な指摘・助言を未実施 〕
〔 ○ 保育施設等が（独）JSCに請求した「災害共済給付」事案を分析した結果、重大事故に該当する可能性が高い事案でも未報告のものあり 〕

主な改善措置状況

- ① 内閣府及び厚生労働省は、令和元年8月、**重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策（※）の重要性**について、管内の保育施設等への**周知徹底**を図るよう都道府県等**に対し要請**
※ 睡眠中の呼吸等点検やプール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置など
- ② 内閣府及び厚生労働省は、本年度中に地方公共団体の保育施設等に対する監査に係る各種通知を改正し、**重大事故対策の実施状況を監査時の確認事項の一つとして明確に位置付ける予定**



主な改善措置状況

- ① 内閣府及び厚生労働省は、令和元年8月、国への報告の対象となる**重大事故の範囲は、30日以上**の治療期間を要する**負傷や疾病を伴う事故**で、これらは**全て国への報告の対象**となる事故である旨を都道府県等に対し改めて**通知**。管内の保育施設等に対し、該当する事故があった場合は、**報告を励行するよう都道府県等に要請**
- ② 内閣府及び厚生労働省は、次の措置を講ずる予定
i) 本年度中に地方公共団体の保育施設等に対する監査に係る各種通知を改正し、**重大事故の国への報告状況を監査における確認事項の一つとして明確に位置付け**
ii) 上記 i) の改正を行う際には、**保険給付の請求に係る資料を活用して重大事故の報告状況を確認する方法があることを例示**

3 処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底

主な勧告（調査結果）

〔内閣府及び厚生労働省〕

- ① 賃金改善確認時の賃金台帳の活用
保育施設等における**保育従事者等の賃金改善（※）**の状況について、監査の機会等を通じて**賃金台帳等を活用した確認を行うよう**地方公共団体に対し要請

〔〇 半数以上の地方公共団体では、保育従事者等の賃金加算の状況について、国が示した方法では確認が十分できないとして、独自に賃金台帳等を活用し、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認を確保〕

- ② 賃金改善確認の取組例の収集・提供

保育従事者等一人一人の賃金改善の状況の確認に係る地方公共団体独自の創意工夫した**取組例を収集し、情報提供**

〔〇 独自の様式を定めるなどして保育従事者等の賃金改善の状況を確認していた地方公共団体の中には、賃金改善のために支給された金額の半分以上を経営者の親族1人に配分している事実を発見した例あり〕

※ 「賃金改善」とは、保育従事者等の平均勤続年数やキャリアアップなどの取組に応じて国が人件費を加算する仕組みに基づき、保育施設等が保育従事者等の賃金を増額させること

4 保護者の安心に資する情報の開示の推進

主な勧告（調査結果）

〔内閣府及び厚生労働省〕

保育士等の配置数など法令上、保育施設等に**掲示や書面交付等**が求められる情報について、監査の機会等を通じて、**情報開示の重要性や制度の内容を保育施設等に周知**

〔〇 保育士等の配置数など法令上、保育施設等に**掲示や書面交付等**が求められる情報について、開示の重要性や制度の無理解から、未開示の保育施設等あり〕

主な改善措置状況

- ① 内閣府及び厚生労働省は、平成31年2月、**保育施設等における保育従事者等一人一人の賃金改善の状況について、監査の機会等を通じて賃金台帳等を活用して確認を行うよう、「都道府県等説明会」（都道府県等の子育て支援担当部局の担当者を参集した会議）において要請**

- ② 内閣府は、令和元年10月、全国の地方公共団体から収集した賃金改善の確認に当たり参考となる保育従事者等一人一人の賃金改善の確認方法や様式を地方公共団体に提供予定

国の示す方法では一人一人の賃金改善状況が分からない...

賃金台帳等により一人一人の賃金改善状況が確認可能に

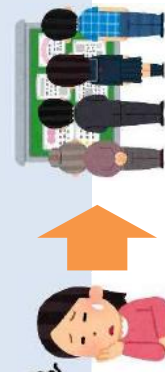


主な改善措置状況

内閣府及び厚生労働省は、平成31年2月、保育士等の配置数など法令上、**保育施設等に掲示や書面交付等が求められる情報について、監査の機会等を通じて、情報開示の重要性や制度の内容を保育施設等に周知徹底**を図るよう「都道府県等説明会」において要請

どの保育施設を選ばいいかしら...

情報開示により、保育施設の選択が容易に



令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和元年 12 月 23 日）
閣 議 決 定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和元年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記 4 及び 5 の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和 2 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援（略）

4 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等（略）

5 義務付け・枠付けの見直し等

（3）児童福祉法（昭 22 法 164）

- （ii）里帰り出産等における一時預かり事業（6 条の 3 第 7 項）の実施については、里帰り先の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法（平 24 法 65）68 条）の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
（関係府省：厚生労働省）

（4）児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設（同令 6 条 1 項）については、以下のとおりとする。

- ・保育所型事業所内保育事業（同令 43 条）について、満 3 歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とする。

（関係府省：厚生労働省）

〔措置済み（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 49 号））〕

- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿（同令 6 条 1 項 3 号）については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設（児童福祉法 59 条 1 項に規定する施設のうち、同法 39 条 1 項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。）であって、一定の要件を満たすものから確保できることとする。

（関係府省：厚生労働省）

〔措置済み（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 49 号））〕

(6) 児童福祉法（昭 22 法 164）、雇用保険法（昭 49 法 116）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平 3 法 76）

育児休業及び育児休業給付金（以下この事項において「育児休業等」という。）の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。

- ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱う方法等を地方公共団体に通知する。

〔措置済み（平成 31 年 2 月 7 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）〕

(11) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (ii) 特定地域型保育事業者の確認（43 条）については、確認に係る事業所の所在する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。

（関係府省：厚生労働省）

(16) 子ども・子育て支援整備交付金

子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業（児童福祉法（昭 22 法 164）6 条の 3 第 13 項）を実施するための施設（以下この事項において「病児保育施設」という。）の整備については、市町村（特別区を含む。）が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和 2 年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。

（関係府省：厚生労働省）

(42) 保育対策総合支援事業費補助金

保育対策総合支援事業費補助金の交付対象事業のうち、医療的ケア児保育支援モデル事業については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、令和 2 年度から事前協議に係る実施計画書の記載内容の簡素化等を図る。

「保育所における自己評価ガイドライン」の見直しの方向性について

1. 背景・経過

○ 「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の「中間的な論点の整理」(2018年9月26日)において、現時点で考えられる「検討の方向性」の個別的事項として、「保育の振り返りを通じた質の確保・向上」が示された。

＜「中間的な論点の整理」における関連記載(具体的な検討事項)＞

＞ 改定後の保育所保育指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン(2009年3月厚生労働省)」の見直し

- ・評価の意義や「保育の質」に関する観点等の明確化
- ・評価結果の公表(保護者等のニーズを踏まえた内容・方法)
- ・評価の効果的・効率的な実施方法
- ・評価の充実や改善に資する評価結果の活用方法 等

○ これを受けて、本検討会に設置した作業チームにおいて、保育所における自己評価の実施状況等(別添参照)に留意しつつ、「保育所における自己評価ガイドライン(2009年3月)」の見直しに向けた実務的な検討・作業を行い、今般、「保育所における自己評価ガイドライン【改訂版】(試案)」を作成した。

2. 見直しの方向性(案)

＜基本方針＞ 保育所保育指針の改定(2018年4月適用)を踏まえ、様々な保育の現場における保育内容等に関する自己評価の取組が、より保育の改善や組織としての機能強化に実効性あるものとなるよう、記載内容を充実する。

(1) 保育所保育指針に基づく自己評価に関する理解の促進

- ・保育所保育指針に基づく保育内容等に関する自己評価の基本的な考え方(目的、対象等)を示した上で、指針改定における「評価を踏まえた計画の改善」に係る記載の充実を踏まえ、保育士等の自己評価及び保育所の自己評価、それぞれの基本的な流れと内容を明記。

(2) 保育内容等の自己評価に関わる保育所の取組全体の効果的な実施

- ・各保育所において行われている、保育士等及び保育所による自己評価とそれに関連する様々な取組全体の充実に資するよう、多様な視点の活用、保育の記録や評価方法の工夫、保育所における取組の進め方等について、記載内容を充実・追加。

(3) 保育現場の様々な実情に応じた主体的・継続的な自己評価の取組の推進

- ・各保育所が各々の実情に即して評価の取組を組織全体で進めていくことに資するよう、要点の明示や図・具体例の活用など、記載を工夫。
- ・様々な保育の現場における本ガイドラインを活用した評価の取組の実施に資するよう、本ガイドラインの概要(要旨、図表等)、自己評価の取組の具体的な手順・方法の事例などを示した、本ガイドラインに関する「ハンドブック(仮称)」を併せて作成。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の見直しについて (2019年4月)

1. 背景等

- 保育所保育指針の改定（2017.3告示、2018.4適用）、関係法令の制定等を踏まえ、保育所における取組状況等に留意し、有識者による検討会（※）において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2011.3策定）」の見直しを検討
- 2019（平成31）年4月25日付け「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について」（厚生労働省保育課長通知）にて、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を周知

2. 主な内容

<基本的な考え方>

子どもの健康と安全の確保に一層資するよう、保育の現場における保育士等による実用性に留意し、改善を図る。

（1）医療の専門家ではない保育士等のアレルギー対応に関する理解の促進

- ・ ガイドライン全体を「基本編」と「実践編」の二部構成に再編、要点の明示や図表の活用など、構成や記載の工夫

（2）アレルギー疾患対策に関する保育所の組織的対応と関係機関との連携強化

- ・ 「保育所における各職員の役割」の明確化、「保育所と関係機関（医療、行政機関）との連携」に係る項目の新設
- ・ 「生活管理指導表（※）」の位置付けの明確化、関係機関（消防機関を含む）との情報共有等、記載内容の改善

※生活管理指導表：保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な「コミュニケーションツール」

（3）保育現場の状況、最新の知見、関係法令等を踏まえた取組の充実

- ・ 保育現場における「食物アレルギー対応（事故対応を含む）」の重要性「を踏まえた構成や記載内容の改善・充実
- ・ 「緊急時の対応（「エビペン[®]」の使用）」「記録の重要性（事故防止の取組）」「災害への備え」「食育活動」等に係る記載充実
- ・ 「生活管理指導表」における個別疾患ごとの「病型・治療」や「保育所での生活上の留意点」に関する記載の改善

※保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの見直し検討会

2018年11月16日 第1回（見直しの方向性）

2019年2月6日 第2回（改訂素案）

（この間、パブリックコメントを実施）

2019年3月13日 第3回（改訂案）

【構成員】

今井 孝成

北野 久美

西間 三馨

○平川 俊夫

◎藤澤 隆夫

宮本 里香

守屋 由美

渡邊 久美

（昭和大学医学部小児科学講座准教授、昭和大学病院小児医療センター長）

（社会福祉法人愛育会あけぼの愛育保育園 園長）

（独立行政法人国立病院機構福岡病院 名誉院長）

（公益社団法人日本医師会常任理事）

（独立行政法人国立病院機構三重病院 院長）

（横浜市こども青少年局保育・教育人材課担当係長）

（大和市健康福祉部健康づくり推進課 係長）

（自由大学看護学部 助教）

●保育所等の災害発生時及び感染症流行時の対応に関する実態を把握するとともに、先行事例（好事例）を収集し、臨時休園に関する課題や考え方について整理を行うもの。

【調査目的・背景】

近年様々な領域において、災害等非常時における対策の検討及び整備が進んでいる。一方、災害発生時又は感染症流行時の保育所等における臨時休園については、現場からは保護者との関係から休園の判断が困難との声もある。現状においても、保育所等であっても乳幼児の安全の確保のため、施設長、設置者等の判断で臨時休園を行うことは妨げられていないが、自治体によっては臨時休園の実施基準が示されていないことが、保育施設等においては臨時休園実施の障壁の一つとなっていると総務省行政評価局より指摘を受けている。

臨時休園の実施基準の設定の検討要請（及び、検討に資する情報の提示）がなされることで、地域における臨時休園の実施基準の設定を促進し、ひいては、非常事態時の、臨時休園の迅速かつ適切な判断につながると考えられる。

【想定される事業の手法】

① ① 悉皆調査で把握すべき取り組みや課題についての理解を深めるためのヒアリング調査（好事例収集も兼ねる）を行った上で、② 全国的な取り組み状況の実態を把握するための悉皆調査を実施するとともに、③ ③ 先進的な取り組み事例のヒアリングを行い、好事例を収集する。

【成果物】

国の考え方が自治体へ示され、臨時休園の実施基準の設定の検討要請（及び、検討に資する情報の提示）がなされることで、地域における臨時休園の実施基準の設定を促進し、ひいては、非常事態時の、臨時休園の迅速かつ適切な判断につながり、日常と異なる環境下での保育に起因した事故の発生や感染拡大のリスクの回避に資すると考えられる。

保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業

(2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

- 2019年度からの調査研究事業で各市町村に対して外国人の子どもの受け入れに係る取組について調査ヒアリングを行うとともに、各自治体の対応事例集を作成する。

【調査目的・背景】

近年、外国人の子ども数が増加しているが、昨年の入管法の成立により、今後、更なる外国人の子どもの増加が見込まれている。保育所における外国人の子どもの受け入れや保護者への配慮を円滑に行うため、これまでも各種予算事業による対応を行っているところであるが、保育所における外国人の子どもの受入体制や保護者への配慮の方法については、現在各保育所の実情に応じて実施されている。本調査研究は、外国籍等の子ども(帰国直後で日本語を習得していない子ども等も含む。)の受け入れの際の留意点や、保護者への配慮の好事例等をまとめ、外国人の子どもの受け入れの支援体制について整理を行うもの。

【想定される事業の手法】

外国人比率の高い自治体を中心に、市町村における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリングを行う。(※例えば、各自治体に外国人の保護者の対応の必要がある保育所からの相談窓口を設置しているか等)併せて、当該地域の保育所等における、外国籍等の子ども受入状況や、施設における子どもの受け入れや保護者対応に係る工夫について収集、ヒアリングを行う。

【成果物】

保育所における外国人園児の受け入れ及び保護者への配慮についての実態・好事例の整理等。

保育所の指導監査における効果的・効率的な取組に関する調査研究

背景と趣旨

- 都道府県等による保育所指導監査は、法令上年1回の実地監査が義務づけられている一方、一部自治体において指導監査の実施体制不足等の理由から、実施率が芳しくない現状が指摘されている。
- 「**保育の質の確保**」という**指導監査の目的を担保しつつ、自治体・保育所双方での事務負担軽減による効率化**を図っている事例を収集する。

研究会報告書の概要

自治体の主な取組事例	自治体の取組に対する保育現場からの主な意見
・安全面に重点を絞った抜き打ちの実地監査を実施し、その他の項目は書面による確認 ・全項目を網羅的に確認するのは3年に1度とし、それ以外は実地監査を重点項目に限定	・監査実施日程の行事等への配慮 ・当日準備書類や制度変更の事前周知
・定期的に平準化のための会議を開催し、監査員間の指導内容を平準化 ・指導監査マニュアルを作成し、監査員間の判断基準を斉一化	・監査員の主観の排除 ・施設の独自性の尊重 ・自治体間の平準化
・指摘内容や指摘に至った経緯をデータベース化 ・判断基準に関するFAQを随時更新してノウハウを蓄積	・翌年以降への情報の引き継ぎによる確認の簡素化 ・経緯や改善状況も併せて蓄積
・ICT管理されている書類（登降園管理や保育日誌など）はパソコンの画面上で確認	・電子提出の行政内部における共有
・施設指導監査と確認監査での調書の統一	・自治体間の様式も併せて統一
・施設指導監査と確認監査の同日実施 ・法人内に複数施設を有する施設に対して、会計分野の監査を一括で実施	・実施自治体間の役割分担
・保育士経験者や栄養士が実地検査に同行し専門的知見を活用した監査を実施	・専門家本人の経験則による指導の排除

スケジュール

- 令和元年10月9日 第1回研究会：保育現場の意見も踏まえた論点の洗い出し
- 令和元年12月18日 第2回研究会：都道府県等における取組事例の収集・紹介
研究会報告書骨子案について
- 令和2年1月20日 第3回研究会：自治体の取組に対する保育現場からの意見の紹介
研究会報告書について

研究会の構成

及川 修	横浜市こども青少年局総務部監査課 課長
奥村 尚三	二子保育園 園長
勝部 恵治	島根県健康福祉部こども・子育て支援課 課長
児玉 英一	アルプス認定こども園 園長
小林 歩	宮城県健康福祉部子育て社会推進室 副参事兼室長補佐
塚本 秀一	保育の家 しよつなん 園長
宮崎 豊	玉川大学教育学部乳幼児発達学科 教授
◎矢萩 恭子	和洋女子大学人文学部こども発達学科 教授
吉田 英仁	川崎市こども未来部指導監査課 主査

(◎は座長)

児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を
改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨及び内容

規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）において、保育士の登録証については、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により、令和元年度中に旧姓併記を可能とすることとされている。

これを受け、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）に規定する以下の様式について、保育士証への旧姓等の併記を可能とすることその他所要の改正を行う。

- ・ 児童福祉法施行規則
 - 第五号様式（第六条の三十一関係）
 - 第六号様式（第六条の三十二第一項関係）
 - 第八号様式（第六条の三十三関係）
- ・ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則
 - 第二号様式（第三条関係）
 - 第三号様式（第四条第一項関係）
 - 第五号様式（第五条関係）

2. 根拠条文

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第21条
国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第9条

3. 施行期日等

公布日：令和2年3月下旬（予定）
施行日：令和2年4月1日（予定）

